

令和4年 7月22日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町官製談合再発防止
に係る第三者委員会
委員長 江 藤 俊 昭

官製談合防止法違反事件に係る再発防止について（答申）

令和3年11月17日に当時の富士川町長志村学が官製談合防止法違反で逮捕され、同年12月7日に加重収賄で再逮捕された事件について、慎重に審議した結果、下記のとおり報告書を添えて答申します。

今後、再発防止策の具体的な取り組みについて、真摯に対応し、公正かつ公平な入札及び契約の実現を図るとともに、町民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

なお、今回の事件は、町長による官製談合であったが、官製談合は、町長によるものだけではなく、執行機関の職員並びに議員によるものも想定でき、民間同士のものもあることから、これらの可能性を視野に入れ、再発防止を計画的に取り組むよう提案します。

記

1. 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること

(1) 事件の事実関係

今回の事件は、富士川町が発注した大型公共工事「富士川町学校給食センター建設工事」、「道の駅富士川加工所増築及び店舗改修工事」、「平林農業体験宿泊施設建設工事」の3つの設計業務をめぐり、受注したいと考えた総合建築設計事務所所長小林一（以下「小林所長」という。）が、飲食の接待や選挙協力などを通じて、当時の富士川町長志村学（以下「前町長」という。）に近づき、共謀して行った官製談合防止法違反及び加重収賄事件である。

このことについては、第三者委員会の実態調査や前町長の裁判の冒頭陳述、新聞報道において、明らかとなっており、競争入札の公正を害するとともに、町民の信頼を大きく裏切る行為であった。

町の競争入札の事務処理において、長年の慣例から起こった事件であり、職員の規範意識の欠如は否めない。また、二重三重のチェック機能が働かなかったことは非常に残念であり、監査委員や議会のチェック体制の再確認も、再発防止策と併せて検討をお願いしたい。

（２）入札制度の現状と課題

①入札の方式について

・一般競争入札

富士川町では、平成２４年９月まで富士川町一般競争入札事務処理要領が存在しておらず、一般競争入札を実施してこなかった。また、策定後の執行件数は、年間１～２回であった。

富士川町一般競争入札事務処理要領では、対象事業が予定価格１千万円以上となっていたが、指名競争入札の対象工事が予定価格おおむね１億円未満であったため、１億円以上の工事で執行していた。

平成２４年度以降の一般競争入札の執行件数の累計は、１３件であり、全て特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札であった。

このため、多くの職員は一般競争入札を特別な大型工事で実施するものという意識があり、競争入札の原理原則であるという意識の希薄化や事務処理方法などの理解がないと考える。

・指名競争入札

指名競争入札においては、対象工事が予定価格おおむね１億円未満となっていたことから、ほとんどの案件で指名競争入札が行われていた。

平成２４年度の一般競争入札事務処理要領の策定時に、指名競争入札の対象金額を変更せず、現在まで同額のおおむね１億円未満で執行していたため、年間１３０件前後で執行してきた。

長年、指名競争入札が執行され、指名業者の偏りや受注業者の固定化が見受けられたにも関わらず、そこに問題意識や疑問を生じてこなかった組織体質にも問題が

あり、そうした組織体質の改善や職員の意識改革が必要である。

- ・ 随意契約

随意契約においては、随意契約事務要領や随意契約ガイドラインに沿って事務を執行しており、年間500件以上の契約を締結している。これは、富士川町における契約行為の大半を占めており、契約行為の透明性の確保を図る必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の少額随意契約の金額以上の案件を令和3年4月より公表している。

随意契約では、競争入札ではなく安易に随意契約を執行する傾向があることが課題であり、より透明性の確保やチェック体制の強化が必要である。

②建設工事等請負業者指名選考委員会

建設工事等請負業者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）においては、委員は町長を除く副町長以下課長で組織され、一般競争入札の入札参加申請者の審査並びに指名競争入札の適否及び指名業者の選考を実施している。また、その審議は非公開で、審議内容は秘密を厳守しなければならないこととされている。

業者の選定においては、財務規則や事務処理要領において、予定価格から業者数の基準や委託業務の場合は有識者数を定める基準があり、町内工事の実績及び指名回数により行われてきた。また、指名選考委員会の審議内容は、秘密厳守を理由に作成保存してこなかった。

指名選考委員会では、競争性が担保される形での業者選考が課題であり、選考時の明確な基準の策定や定期的な入札執行の見直し・検証機会の実施が必要である。

③建設工事等に係る入札結果の公表

入札結果については、契約締結後、町広報誌及びホームページを通じて、入札結果一覧表として掲載し、管財課窓口においても閲覧している。随意契約においても、町ホームページにおいて、昨年度から適用理由の掲載を始めた。しかし、公共工事の入札及び契約に関する適正化の促進に関する法律に基づく、競争入札の過程の公表が不十分であるため、分かり易い新たな公表方法の構築が課題である。

④電子入札制度について

入札事務については、紙ベースであるため、手続きや申請書類の提出が、郵送及び持参による処理が行われている。また、入札執行日には、多くの業者が会場に集まり行われるため、最近では、コロナ感染症のリスクを回避するため、控室を複数

準備する必要がある、受注者及び発注者ともに負担を強いられている。

このようなことから、事務手続きの効率化及び迅速化を図るためにも、電子入札システムの導入が必要であると考えるが、執行件数が少ない市町村では、導入費用が多額であるため、導入費用に対する費用対効果や費用の軽減が課題である。

(3) 入札制度等のチェック体制の現状と課題

入札制度等のチェック体制については、入札執行前に業者の選考や執行方法等を審査する際に、指名選考委員会を行い、入札執行後には、監査委員による定例監査及び決算審査、又、議員による決算特別委員会などにより実施されている。

今回の事件は、競争入札執行前のチェック組織である指名選考委員会において、チェック機能が働かなかったことが問題であり、事件の発覚が警察の捜査によるもので、自ら不正を正したのではなく自浄作用ができていないことである。

今回の実態調査を通じて、根拠法令に基づく事務執行はもちろんのこと、運用面で明確な基準ルールを定めるとともに、第三者の目による監視検証強化が必要であると考え。

以上を踏まえて、次のような再発防止策を提言する。

なお、再発防止策については、原則早急に取り組むこととするが、着実な実施に向け戦略的な計画を定めて取り組むこと。

2. 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること

(1) 入札基準の変更

①入札の方式について

・一般競争入札

一般競争入札については、地方自治法及び同法施行令（以下「関係法令等」という。）に基づく原理原則を踏まえた適正な執行を図るため、対象事業の拡大を進めるとともに、将来を見据えた電子入札システムの導入に向けた研究・検討を進めること。

なお、本年4月以降、暫定的に一般競争入札の拡大を図るため、予定価格1千万円以上の事業を対象としているが、競争入札の原理原則は、一般競争入札であるため、電子入札システム導入と併せて適正な執行を図ること。

- ・指名競争入札

指名競争入札については、関係法令等に基づく特例的な制度であることを十分に理解するうえで、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例」に配慮しつつ、透明性・公平性のある適正な執行を図ること。

- ・随意契約

随意契約については、関係法令等に基づき、少額及び特例的なものなど、適正な執行を図るとともに、更なる透明性の向上に努めること。

②建設工事等請負業者指名選考委員会

指名競争入札においては、業者選定をする際の明確な基準を作成して、指名選考委員会において、業者の選考を行うこと。また、業者の選考基準や選考過程の記録を取りまとめたうえで、公表など透明性の向上に努めること。

なお、今回の事件は、この請負業者の選考会議の前後で起こった案件であること
を踏まえ、今後想定されるあらゆるリスクに備えた対応を図ること。

③建設工事等に係る入札結果の公表

現行の建設工事等に係る入札結果等公表要領と公共工事の入札及び契約に関する適正化の促進に関する法律などの精査を行い、入札及び契約行為の更なる透明性の向上を図るとともに、公表によるチェック機能が保たれるよう再発防止策に努めること。

(2) 電子入札制度

今後、透明性、公平性が求められる競争入札の執行について、書類作成などの事務処理の効率化及び迅速化を図るため、電子入札システムの導入に向け、検討を進めるとともに、入札制度のチェック体制の強化に努めること。

(3) 総合評価方式

公平性及び透明性を担保する前提で進める、地域の活性化及び地元中小企業の育成に配慮した、政策連携型の総合評価方式による入札方法を構築すること。

政策連携型の総合評価方式の評価項目には、富士川町の政策課題と連携する環境対策、男女共同参画の推進、障害者雇用及びSDG s などを含めること。

（４）入札監視等の強化

①選定基準及び公表

早急に指名業者の選定・選考の明確な基準を策定するとともに、入札及び契約過程の公表方法の構築を図ること。

②検証作業と外部監視

入札制度等の見直し検証を定期的に行うための機会の創設並びに、第三者による入札監視委員会の設置を検討すること。

③監査委員及び町議会の対応

更なる二重三重のチェック体制の強化を図るため、監査方法や議会の監視体制の検討再確認をお願いしたい。

（５）意識改革及びコンプライアンス研修の実施

今回の事件は、前町長と業者小林所長が共謀して行ったものではあるが、入札に対する介入は、町長、議員、職員であっても、起こり得るものであるため、あらゆるリスクを想定した再発防止の対策を講じるように、定期的なコンプライアンス研修を実施すること。

また、富士川町では、政治倫理条例が、令和３年３月に制定されていたにも関わらず、自浄作用が働かず非常に恥ずかしい限りである。このことを踏まえ、条例の見直し検証を図ること。

（６）公益通報者の相談窓口の設置及び公益通報者保護制度の創設

不当な指示や介入があった場合の対応として、外部有識者による公益通報者の相談窓口を設けること。また、組織として不当な介入の防止に努めるとともに、法律に則り公益通報者の保護をすること。

（７）防止策の戦略計画の策定と公表

再発防止策については、答申内容を達成実現するため、その行動計画や実施計画を戦略的に進める必要がある。実行計画では、年度目標を定め、達成状況の検証を行うとともに、その検証結果を公表すること。

3. その他の検討課題

(1) 補助金制度の改革と現行制度を踏まえた対応策

補助金申請の前段階で、事前に提出する要望書において、精度の高い図面や概算費用が必要となっている。

専門職員がいない富士川町では、設計業者にその業務を依頼することとなるが、補助金の採択前に予算措置することは、非常に厳しいのが実情である。

また、拙速な業者依頼により、人間関係が構築されるなどの競争入札に支障を及ぼす恐れがある。

この現状を踏まえた対応策としては、専門職員の配置や事前業務の予算措置が考えられるが、どちらも財政的に厳しく対応は難しい。

そこで、国・県の専門職員が対応するような仕組みの要望や市町村が、共同でその組織を構築するか検討する必要がある。

(2) 前町長への訴訟の検討

昨年11月に事件が発生し、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、行政に対する町民の信頼を大きく損ねるものとなった。そこで、公共の利益を損なう非常に悪質な違反行為に対して、前町長や小林所長に対して、金銭的な賠償を求める請求を、提訴することも視野に入れて、検討する必要がある。